なお、複数の森林管理局等の参加資格を得ようとする者は、インターネットによる申請の場合においては、希望する森林管理局等を選択の上、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。また、郵送又は電子メールによる申請の場合は、申請書にその旨を記載した上で、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等に提出し、同じ内容の申請書を複数の森林管理局等に提出しないこと。

⑶　申請書の提出方法　インターネットによる申請の場合は、２の⑴の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３の⑴において入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信すること。ただし、次のａ及びｂの規定に該当する場合は、令和６年12月２日から令和７年１月15日（郵送の場合は当日消印有効、電子メールの場合は最終日受信分まで有効）までの間に、それぞれに規定する書類等を別途提出すること。

ａ　建設工事契約にあって、申請者が林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、下記①のアに掲げる申請書のうち様式１－３を、下記の提出場所に郵送又は電子メールにより送付すること。

ｂ　建設工事契約にあって、申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後５年未満の場合は、下記①のクの書類を下記の提出場所に郵送又は電子メールにより送付すること。

○　ａ及びｂに掲げる書類等の提出場所

別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、⑵により申請書の提出先となる森林管理局等

なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合は、２の⑵の郵送又は電子メールにより申請すること。「インターネットによる申請ができない場合」については、次のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（令和７・８年度版）で確認すること。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

郵送又は電子メールによる申請の場合は、①又は②に掲げる書類等を別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、３の⑵により申請書の提出先となる森林管理局等に提出すること（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

①　建設工事契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　営業所一覧表

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合に限る。）

エ　工事経歴書

オ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、総合評定通知書の写しのほか、当該事実を証する書類。）

カ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る。）

キ　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で、合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ケ　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書

コ　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

次のサ及びシの書類等については、森林管理局等から求められた場合にのみ提出すること。

サ　専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し

シ　令和５年度末までの４年間に林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事表彰状、表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はいずれかの写し（法人の場合に限る。）

オ　登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合に限る。）

カ　財務諸表類

キ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

⑷　申請書類の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争参加資格を付与しない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、申請者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑶　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者を含む。）

①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由なく契約を履行しなかった者

⑷　建設工事契約にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

⑸　経営事項審査の審査基準日が令和５年６月16日以降のものでない者。建設工事契約にあっては、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となってない者（ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった者で、当該事実を証する書類を併せて提出できる者を除く。）。

⑹　建設工事契約にあっては、数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、４の⑴から⑸までに該当する構成員を含む者

⑺　測量・建設コンサルタント等契約にあっては、測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

⑻　経営状態が著しく不健全であると認められる者

５　競争参加資格の申請に有効な経営事項審査の総合評定値通知書

一般競争（指名競争）入札の参加資格の申請をする直前に受審した経営事項審査の総合評定値通知書で雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、当該事実を証する書類を併せて提出すること。